

これからママ・パパになるあなたへ

出生届の子の名の振り仮名について

令和7年5月26日以降に出生届を提出した場合、生まれたお子様の名前に振り仮名（フリガナ）が記載されるようになりました。

なお、戸籍に記載できるのは、一般の読み方としてみとめられる振り仮名です。

- ・漢和辞典等に掲載されている読み方
- ・漢和辞典等に掲載されていない読み方であっても、文字の音訓又は字義との関連性を認めることができる読み方

一般の読み方として認められる読み方の例

- ① 部分音訓の例（赤字は音訓の一部） 音読み又は訓読みの一部を当てたもの 例：心愛（ココ・**ア**）、桜良（**サ**・ラ）
- ② 熟字訓及びそれに準ずるものの例 漢字からなる単語に、熟字単位で訓読み（訓）を当てたもの 例：飛鳥（アスカ）、弥生（ヤヨイ）、五月（サツキ）、百合（ユリ）
- ③ 置き字の例（赤字） 直接読まないもの 例：**美**空（ソラ）、**彩**夢（ユメ）



一般の読み方とは認められないもの

出生届に記入した子の振り仮名について、以下に該当すると法務省により判断された場合、市区町村では出生した子を戸籍に記載することができません。戸籍に記載するためには、名の振り仮名を一般の読み方としてみとめられる振り仮名に修正していただく必要があります。

- ① 漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方（例：高をヒクシ）
- ② 読み違い、書き違いかどうか判然としない読み方（例：太郎をジロウ、サブロウ）
- ③ 漢字の意味や読み方との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方（例：太郎をジョージ、マイケル）
- ④ 子の利益に反する読み方

名前を決める ときの チェックポイント



マスコットキャラクター
「コセキツネ」

- 「子の利益に反する読み方」は、次にあたるものを指します。
- ①差別的・卑わいなど、音で表した場合に著しい不快感を引き起こすもの
 - ②反社会的な読み方など、明らかに人の名前としてふさわしくないもの

名前に使える文字か確認しましょう！

子の名に使える文字は戸籍法により定められています！

- ・名前に使える文字は、常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナです。
- ・名前に使用できる漢字は右下の2次元コードからご確認ください。



法務省HP
「子の名に使える漢字」

名前の振り仮名は一般の読み方によるものですか？

名前の振り仮名を審査する際、資料の提出を求めることがあります。

※出生届出時、名前を決める際に参照した辞典、新聞、雑誌、書籍、その他一般に頒布されている刊行物、またはその写しを持参してください。